

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチレン（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	成長促進剤、発芽抑制剤
評価要請機関	環境省
評価結果通知先	環境省
評価要請日等	平成25年3月14日付け環水大土発大1303141号（農林水産省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチレンは、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。 (平成25年8月26日府食第699号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問 平成25年9月25日、中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会において審議 平成25年10月21日～平成25年11月19日、特定農薬に指定することについてパブリックコメントを実施 平成25年11月1日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬小委員会特定農薬分科会に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議 平成25年12月16日～平成26年1月14日、情報提供する内容等についてパブリックコメントを実施 平成26年2月26日、中央環境審議会より答申 平成26年2月26日、農業資材審議会に諮問 平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会において審議 平成26年3月4日、農業資材審議会より答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部を改正する告示を、平成26年3月28日に公布、同日施行。 同日、「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大土発第1403281号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を都道府県及び関係団体に対して通知。 （施策の概要） 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の二について、以下の改正を行った。 「重曹」を「エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹」に改める。

	<p>エチレンの参考となる使用方法等に関する情報を通知。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	焼酎（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤、殺虫剤
評価要請機関	環境省
評価結果通知先	環境省
評価要請日等	平成25年3月14日付け環水大土発大1303141号（農林水産省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>焼酎は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。</p> <p>（平成25年8月26日府食第700号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問</p> <p>平成25年9月25日、中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会において審議</p> <p>平成25年10月21日～平成25年11月19日、特定農薬に指定することについてパブリックコメントを実施</p> <p>平成25年11月1日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬小委員会特定農薬分科会に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議</p> <p>平成25年12月16日～平成26年1月14日、情報提供する内容等についてパブリックコメントを実施</p> <p>平成26年2月26日、中央環境審議会より答申</p> <p>平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会においてパブリックコメント結果の報告</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>特定農薬に指定することについてパブリックコメントを実施した際に、「焼酎」という名称で特定農薬に指定することに反対する意見が提出されるとともに、農業資材審議会農薬分科会における参考人（日本酒造組合中央会）の説明を踏まえ、指定の範囲やその名称等について再検討することとなったため。</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	電解次亜塩素酸水（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	環境省
評価結果通知先	環境省
評価要請日等	平成25年3月14日付け環水大土発大1303141号（農林水産省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	電解次亜塩素酸水は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。 （平成25年8月26日府食第701号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月6日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬小委員会特定農薬分科会に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議 平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問 平成25年9月25日、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において審議 平成25年10月21日～平成25年11月19日、特定農薬に指定すること及び情報提供する内容等についてパブリックコメントを実施 平成26年2月26日、中央環境審議会より答申 平成26年2月26日、農業資材審議会に諮問 平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会において審議 平成26年3月4日、農業資材審議会より答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部を改正する告示を、平成26年3月28日に公布、同日施行。 同日、「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大土発第1403281号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を都道府県及び関係団体に対して通知。 （施策の概要） 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の二について、以下の改正を行った。 「重曹」を「エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹」に改める。 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）（通称「電解次亜塩素酸水」という。）の参考となる使用方法等に関する情報を通知。

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	